

# アメリカ禁酒法の施行状況

——ウィカシャム報告書にみる同時代の評価——

常 松 洋

## はじめに

アメリカ合衆国は、一九一九年一月に禁酒を規定する憲法修正第一八条を成立させ、一九三四年三月には、憲法修正第二一条によってそれを廃止した。前者は、発効が確定の一年後からとされていたから、憲法条項に基づく全国禁酒体制は、一四年ほどしか続かなかったことになる。それが「施行されなかつたし、施行不可能だつた」ことを知っている後世の人間には、愚かしくまた失敗を運命づけられたものとし映らないこの試みは、しかし、同時代の少なくとも一部の人びとにとつては、理念的にも制度的にも、望ましいだけでなく必然的な運びだつた。そのことについては、これまで多くの研究が著されているし、筆者自身も論考をものしてきたから、ここでは取り上げる必要はないだらう。

本稿で問題にするのは、ウィカシャム報告書である。これは、一九二八年選挙で選出されたフーヴァー大統領がその公約を履行に移し、就任早々の二九年三月に結成した、法律の遵守と施行に関する全国委員会(National Commission on Law Observance and Enforcement)

——元司法長官ジョージ・W・ウィカシャムを委員長に、元陸軍長官ニュートン・D・ベーカー、連邦判事のウィリアム・S・ケニヨン、ポール・J・マコーミック、ウィリアム・I・クラブ、元ワシントン州最高裁判事ケネス・マキントッシュ、ハーヴァード大学のロスコー・パウンド、ラドクリフ大学長エイダ・L・カムストック、弁護士のヘンリー・W・アンダーソン、モンティ・M・リーマン、フランク・J・ロッシュからなり、ウィカシャム委員会と通称される——が作成したものである。

一九三一年一月に提出された全一二巻からなるこの大部の報告書は、合衆国における法律の施行について多方面から調査・検討し、その分析結果をまとめたもので、非常に優れた成果も含まれている。そのうち、本稿で主に取り上げるのは、全国禁酒法の施行状況を扱った第二篇である。その内容をページを追って紹介するだけでは、あまり意味はないので問題を絞り込んだ。禁酒法施行の制度的問題点がどこにあったのか、その難局をもたらしたのは何なのか、禁酒体制の閉塞状況とでも言うべき事態の根本的改善には何が必要とされていたのか。そのため、決定的な結論を得るのがたゞん不可能な、酒類の密

窓 造、密輸入、密売ともぐり酒場の問題は捨象せざるをえなかった。

史 本報告書は、結論部で全国禁酒体制の存続を勧告しているが、全体的行論はその結論と必ずしも適合的ではない。むしろ、憲法修正第一八条と全国禁酒法の施行不可能を証明することに、かなりの部分を費やしている。この中途半端な論じ方のため、公刊当時から批判があった。だからと言って、それが行った提案は、遵守に関する根本的な問題ではなく、「裁判所で軽微な事件を処理するというどうでもよい問題に関するものだった」と片付けてよいものかどうか。なによりそれは、大統領に受け入れられた政府の公式見解だった。その意味からだけでも、相応の検討に値するものであろう（以下の行論では、ウィカシャム報告書第二篇からの引用は、本文中に括弧を付して掲載ページを示している）。

## 第一章 まずい発端

ウィカシャム報告書は、本文一六二ページ、邦訳すれば四〇〇字詰め原稿用紙でほぼ五百枚程度になるうかという文書である。目次を一瞥してすぐに気付くのは、章の不均衡である。二〇ページを越える章もあれば、一〜二ページしか割り当てられていないものが三章ある。章の長さは、主題の重要性に左右されるとはいえ、たとえば、いづれも一ページ弱の第四章「必要な施行の度合い」と第六章「連邦の統制の必要性」は、「より効率的な施行のためのプラン」と題された第五章に収められていたとしても、それほど違和感はない。議論も十分に整理されておらず、ある章で提起された問題の一部が別の章で説明されている事例もある。

このような構成に由来する理解の困難が、本報告書の正当な評価を妨げてきた一因だろうか。ウィカシャム報告書の解釈をめぐる混乱は、公刊当時から表明されていた。諸新聞は、「これまで述べられたうち、憲法による禁酒へのもっとも致命的な一撃」と評価しつつ、他方では「反禁酒の内容に禁酒的な説明」が添えられたものと批判した。なされたのは、「連邦禁酒法が絶望的な失敗であるという直接的で率直な公式の告白を回避すること」だったとは、リップマンの評言である。ある下院議員は、うまくもない口口で「邪悪でごまかしの (Wicked and Sham)」報告書と呼び、なせもっとましなものを作れなかったのかと非難した。

この文書の検討・評価に着手する前に、まず簡単に内容を紹介しておこう。予備的考察では、報告書の検討範囲と使用した資料が示され (1)、2)、酒類統制という問題 (3) と憲法修正第一八条以前の酒類統制の歴史 (4) が概観されている。後二者は、ページ数は多いが、禁酒法の施行の困難、税制と酒類産業の規制、州禁酒法の前進、酒場の変質などに触れつつ要領よく課題をまとめた好論である。第一章「全国禁酒法」は、憲法修正第一八条と全国禁酒法の特徴を述べ (1)、一九二七年の禁酒局法制定以前と以後について、禁酒法の施行状況を論じている (2)、3) が、とりわけ1では禁酒法が内包する問題点が指摘されている。

「遵守と施行の現状」を扱う第二章は、法への敵対の存続と消費量の減少という趨勢を確認した後、施行 (違反) の実態を検討する。具体的には、a 輸入と製造、b 販売、c 輸送それぞれに関する施行、d 飲酒の場所、e 酒類の価格、f 州の協力の実態が対象とされている

が、c、d、eにはそれほど枚数が割かれてはいない。aは違法な酒類の源を、(密)輸入、工業用アルコールからの転換、違法な蒸留、ビール製造、ワイン製造、家庭での製造、医療用・秘跡用・科学用アルコールからの流用に分けて論じ、違法な製造の素材を紹介している。さらにbは酒類の密売ともぐり酒場について、fは諸州の協力体制を、いくつかの実例をあげて論じている。

第三章「現状の悪い側面と施行における困難」は、1「腐敗」、2「まずい発端とその結果」、3「世論の状態」、4「経済上の困難」、5「地理上の困難」、6「政治上の困難」、7「心理的な困難」、8「裁判所、起訴機構、処罰施設の過重な負担」、9「果物ジュースに関する規定に含まれている偽善と違反の誘い」、10「実施拒否」、11「これら失敗の全国禁酒法への影響」の一節からなる。1、4、5、10は質量ともに見るべきものはない。第四章の「必要な施行の度合い」は、法律の遵守をもたらし、「出回る酒類を相対的に無視できる量に限定する」べきであるとの、常識的な提言を行うに留まっている(p. 61)。

第五章の主題は「より効率的な施行のためのプラン」で、1「施行領域の連邦と州との間での分割」、2「施行機関のより良い組織化」、3「より適切な部隊と装備」、4「法律と規制における改善」、5「裁判所の組織と手続きの改善」、6「政治からの施行の分割」、7「さらなる市民の活動」、8「世論の教育」をそれぞれ考察している。ここでも質と量においてかなりの相違がみられ、6以降については、「施行人員の選抜、募集、組織化、訓練の変更以上に勧告すべきこととはない」(6)、「(7)で特別に提案することはない」(7)、世論教育の

ための「単なる宣伝は、敵対的な世論を育む現状の悪い局面が是正されないかぎり、ほとんど何も達成できない」(8)と簡単に片付けられている(pp. 68-69)。

第六章「連邦による統制の必要」も章題通りの内容で、連邦政府は、酒類統制の「プログラムにおいて大きな役割を果たし、それを効果的に行うための権限を認められねばならない」と強調しているだけである(p. 70)。第七章では「保持されるべき禁酒法の恩恵」が、経済面と社会面について論じられているが、他の箇所でも触れられている主題だけに、期待されるほどの量的充実はない。第八章「外国のシステムの要約」も非常に簡略な内容である。第九章「現行システムへの代替案」は、憲法修正第一八条の廃止(1)や全国禁酒法の廃止(2)、施行組織と人員の改善(3)、憲法修正第一八条の修正(4)を検討している。

この第九章の構成にも疑問は残る——3と4は逆にした方が自然ではないのか——が、委員会の目的が禁酒体制の廃絶ではなく、より効率的な施行のための具体的・現実的な提言にあったことを反映している。第一〇章は全一二項目からなる「結論と勧告」であり、さらにその後には委員全員による個別の報告書が添えられている。これも、一〇行程度のカムストックの「声明」から二〇ページを超えるアンダーソンの「個別報告書」(目次も付されている)まで、多様な量と質を特徴としており、全体で八〇ページ近い分量になる。つまり、個々の委員の見解が本報告書のほぼ半分をしめている。これらの大部分は、委員会としての結論を「まったくのナンセンスにしては」いない<sup>⑥</sup>といえ、報告書の形式としては異例であろう。

報告書の重要な部分をより詳細に検討してゆこう。「酒類の統制、とりわけ完全禁酒法体制には特別で固有の困難がある。確立した習慣と社会慣習は、容易には立法による命令に屈するものではない」(p. 8)と、その施行に内在する困難を認識する委員会は、まず法そのものの具体的な検討や問題点の指摘から始めている。憲法修正第一八条は、飲用目的での酪酐性酒類の製造・販売・輸送・輸入・輸出のみを禁止している。酪酐性でないアルコール性酒類や飲用目的以外の酪酐性酒類の製造等も、酪酐性・非酪酐性を問わず、どのようなものであれ酒類の購入、購入者による所有や飲用も禁止られてはいない。それらの問題の解決は、憲法修正第一八条第二節によって、「議会で与えられており、あるいは諸州に一任されている」(p. 8)。

全国禁酒法<sup>①</sup>については、とりわけ議論の的になった三箇条、第一条、第三条、第二九条が取り上げられる(pp. 8-11)。各種用語の定義のための第一条は、「酪酐性酒類」を、醸造酒・蒸留酒を問わず、また名称にかかわらず、「飲用に適したアルコールを体積で〇・五パーセント以上含む」ものとしており、第三条は、「本法のあらゆる条項は、飲料としての酪酐性酒類の使用を禁止するため、「法の目的に合致するよう」自由に解釈されねばならない」と規定していた。この二条項が批判されたのは、前者は酪酐性にはあたらなしいし、後者は飲料としての酪酐性酒類の使用の禁止までを含むから、いずれも修正条項を逸脱、ないし拡大しているとの判断からだ<sup>②</sup>。

報告書は、酪酐性については、正確な定義が不可能である以上、専断的な標準の設定をせざるをえないとして退け、使用の禁止については、いくぶん法解釈的<sup>③</sup>なものであり、「直接的で明言された目的」で

ある酒類の供給の源とプロセスを禁止すれば、いずれ使用も禁止されることになる」と反論している(pp. 9, 11, 54)。〇・五パーセント条項は、議会に与えられた権限の範囲内にあるとして、連邦最高裁によって支持されており、全国禁酒法第三三条が、法の発効以前に購入された酒類の所有・飲用は合法としているから、これらの主張にはさしあたり問題点はないように思える。しかし、少なくとも反禁酒派には、徹底性を欠いた及び腰の議論に映ったことであろう。

ウィカシャム委員会が例外的に激しく非難したのが、「果物ジュースに関する規定」である。問題にされている全国禁酒法第二九条は、「自宅でのみ用いられる非酪酐性のサイダーとジュースを製造する人間」を、処罰対象から除外すると規定していた。それらの飲料が酒類でないのなら、すでに酒類製造を禁止する条項があるのだから、なぜこのような規定が必要なのかわからない。酒類であるのなら、その製造に関する処罰の対象外にすることで、結果として、よりアルコール分の低いビールを禁止し、アルコール分がより高いワインを黙認するという差別的処遇を導入することになる(pp. 9, 58-59)。

実際、その条文では「非酪酐性」が定義されていなかったから、判断は裁判所に一任され、家庭内ワイン醸造を合法的とする判決も出された<sup>④</sup>(pp. 32-33)。この解釈が正しいのなら、他の条項、とくに第一条、第三条と矛盾し、混乱と弊害をもたらすだけである。このような「不規則な規定」は廃止されるべきである(pp. 60, 84)。これは例外的な廃止勧告だった。委員への任命を、禁酒法を「既定の全国的政策として受け取るようにとの命令」(p. 139)と捉えたリーマンの解釈が、全員に共有されていたかどうかは不明だが、憲法修正条項と全国

禁酒法の「欠陥」について、委員会が慎重であろうとしたことは容易に想像できる。しかし、仔細に検討してみると、決してそうではなかったことが判明する。

報告書が描く禁酒法施行の歴史を概略すれば、以下のようになる。

全国禁酒法がまずい出発を切り、それがずっとその後の施行に影響したこと、その一因は、憲法は遵守されるものとの前提にたつたうえでの諸州による共同の施行への期待にあったこと、その結果生じた欠陥のある組織、人員不足と不十分な装備、関連諸機関の非協力のため、一九二一年から二七年頃まで「禁酒法の施行に著実な衰退があった」

(p. 79) こと、事態の改善は、一九二六年の上院の調査と、禁酒法取締官を公務員制度の対象にすることを規程した一九二七年の法律によつて、やっともたらされたこと (pp. 14-15, 161) だだし評価できる成果もあったことである。

まずい発端は、九項目に分けて論じられている (p. 41-8)。①憲法修正第一八条が大戦中に付託され批准されたこと。戦中には政府権限の強化のために個人的権利が犠牲にされ、ある種の熱狂が支配する。憲法修正第一八条は「それゆえ、採択には最良のとき、施行には最悪のときに出現した」(p. 5)。終戦が不可避的に出現させた政府権限への反発は、個人の習慣と行動に干渉する法律への反対という形を取った。兵士の出征中に批准が行われたことも不満を高めた(戦争の影響については、詳述する紙幅がない。その修正条項を通過させた議会は、参戦前の一九一六年選挙で選ばれていたから、戦争の影響は過大視できないこと、とはいえ、二大政党がいずれも一貫して禁酒問

題を掲げてはいなかったことを指摘するに留めたい)。

(2) 憲法・連邦法の威信が過大に評価されており、そのため課題の大きさが認識されていなかったこと。(3) 連邦の経験不足。連邦の刑事立法の対象はこれまで相対的に少なく、その警察権限の歴史も浅かった。(4) 禁酒支持者の主張に押されて、自由や家庭の神聖に関する憲法の保証を侵害する諸州があったこと。「共同の権限条項に基づく州の施行は、捜索と押収、密偵・スパイ・内通者に関してとりわけまずい出発を切った」と指摘されている (p. 46)。(5) 政治の影響。禁酒法体制下では、その不正な施行が巨額の利益を生み出したから、政治が「最初から決定的に介入していた」(p. 46)。許可証の発効や取消し、施行組織の人員の選任やより厳格な法施行への干渉など、政治家にとつて、禁酒法はつねに政治的圧力の対象だった。

(6) 法律と施行機関の頻繁な変更。禁酒法は四度、施行のための中央組織は二度、工業用アルコールの許可制は三度それぞれ修正・改変され、現場に混乱をもたらした。(7) 工業用アルコールを管理・規制するための行政裁判所システムの機能不全。(8) 禁酒法施行に関わる連邦機関の協力の欠如。財務省、司法省、農務省、労働省に所属する部局(税関、沿岸警備隊、禁酒局、移民局など)が直接間接に禁酒法施行に携わるが、これらの間には協力がなかっただけでなく、しばしば対立も生じた。(9) 禁酒組織の活動、とりわけ教育的活動の停止。これらの項目の中には適切なものもあれば、瓊末なものもある。重要な点については、以下でより詳しく検討する。

「全国民の社会習慣を変化させる史上もっとも広範で徹底的な努力の一つ」、全国禁酒法の施行は、「慎重に選択され、特別に訓練を受

け、適切に組織され報酬を与えられる部隊によって、人びとの共感と支持をかき立てるための努力を伴って、用心深く試みられたと考えるのが自然であろう」(pp.10-11)。しかし、実際には、そのようなやり方は採用されず、機構や制度に関して、納得ゆかない決定がなされた。国税局長が反対していたにもかかわらず、同局に禁酒法施行の責任が負わされた<sup>④</sup>。そのため、財務省高官の中には禁酒法施行に熱意を持たない者も多く、その態度は必然的に、現場の役人や取締官に影響を与えることになった (pp.11, 117)。

禁酒法取締官の数は当初、一五〇〇人(最終的には二三〇〇人)程度で、長い——しかも禁酒を実施していないカナダとメキシコとの陸上の、複雑な地形を特徴とし、密輸入には恰好の条件を提供する海岸の——国境線、広大な国土、民族的・文化的に多様で多数の国民を監視するにはあまりに貧弱だった。連邦禁酒局長と取締官の任命は、公務員(任用)法の対象外とされており、さらに給料が「あまりにも低く魅力的ではなかった」から、「人格・知性・能力に関して多くの批判」の対象となる人びとを採用せざるをえなくなった (pp.16-17, 118)。それは、必然的に、法施行をめぐる生じる腐敗の直接・間接の原因となった<sup>⑤</sup>。

一九二〇年から一九三〇年まで、施行開始からの一一年間に「収賄、強請、窃盗、全国禁酒法違反、記録の改竄、共同謀議、偽金造り、偽証」その他の正当な理由で、一六〇四人の捜査官が解雇された (p.17)。離職者数も一二〇〇〇人に達した(この数も異常に多いし、密造酒組織に「転職」した者もかなりいたようである)<sup>⑥</sup>。この間の任官者数は約一八万人だったから、ほぼ一人に一人が罪を問われ

たことになる。まさに、法治国家にとっては危機的な状況が進展していた。この深刻な事態も、しかし、禁酒法支持者を困惑させることはなかった。ある上院議員は、「二人の使徒の一人も道を踏み外した」のだからと「理解」を示している<sup>⑦</sup>。

報告書は明白に述べてはいないが、禁酒法の施行を妨害したこれらの要因はすべて、強力な圧力団体として全国禁酒法体制の実現に貢献した禁酒組織、反酒場連盟(ASL)の主張や要求によるものだった。「長年、酒類企業を扱ってきた」ことを理由に、財務省に禁酒局を設置することを主張し、司法省へのその移管に最後まで反対したのは、禁酒局を公務員法から除外し(縁故採用の対象とし)たのは、禁酒法施行の年間予算は五百万ドルで十分と議会に保証し、結果として、貧弱なしか形容しようなない組織を押しつけたのは、そして、禁酒法の施行状況についての議会調査に一貫して反対したのは、いずれもASLのリーダー、ウィーラーだった<sup>⑧</sup>。

ASLは、禁酒法の有効性を狭めるような方針を政府に求めたと言える。なぜか。一つには、憲法修正条項とそれに基づく全国法が遵守されないわけがないという思い込みがあったとされている (p.45)。委員会のこの解釈を、多くの研究者は受け入れており、本稿もさしあたっては採用しているが、疑問は残る。禁酒運動は、奴隷制廃止運動をモデルにしていたから、憲法修正第一四条が狭く解釈され、黒人の公民権が剝奪されていった経過が認識されていなかったとは思えず、憲法修正第一八条の行く末に楽天的になれたはずがない。ASLが行った政・立法に介入したのは、禁酒法の施行には、自らの影響力の行使が不可欠であると判断したからではないだろうか<sup>⑨</sup>。

この点については、十分な根拠があるわけではないので、一つの可能性としておくしかないし、なにより、樂觀論という説明を採用すれば、ASLによる低額の予算要求は理解しやすくなる。もちろん、酒税が消滅してしまった以上、巨額予算の要求は、偉大な道德的達成だった禁酒法の威信を傷つけるだけでなく、反対派を勢いづけることにもなるとの現実的な判断もあった。あるいは、憲法修正条項の成立だけで目的が達成されたとする、「象徴的十字軍」という解釈も、依然として有効性を主張できるかもしれない。いずれにせよ、禁酒法施行が最初から大きすぎる不利を負わされていたのは事実である。

質量ともに貧弱な取締体制は、私宅への違法な侵入や市民に対する発砲、不十分な証拠に基づく逮捕や令状なしの搜索と押収をもたらした。当然ながら、それらは、裁判のあり様や行方に影響を与える。施行開始直後から、禁酒局長による逮捕令状の発効の拒絶、裁判所による起訴の却下が生じていた。「禁酒法取締官は、慎重に重要な裁判を準備できるだけの「より少なく確実な」事件を地方検事にもたらすより、多くの逮捕や押収を行うことに関心を払っていた」(p.44)。そのため、連邦判事と地方検事は、現場の取締官への不信を募らせた。裁判件数そのものが激増したのは、言うまでもない。こうして、まずい発端は、その後の施行に悪影響を与え続けることになった。

次章で触れる連邦と州との共同の権限も、裁判に悪影響を与える。かつて、軽微な(刑事)事件を処理する警察裁判所の管轄下にあった事件が、重要な訴訟を担当する連邦裁判所に移された。施行からの五年間で、連邦裁判所での禁酒法関係の起訴件数は七倍になり、一九三〇年に結審した禁酒法関連事件数は、一九一四年に審理された連邦の全

起訴件数の八倍近くに増加していた。この結果、裁判所は過密状態に陥り、地方検事は被告人との取引を迫られることになった。後者が軽微な違反に対して有罪を申し立て、軽い処罰に処せられるというものである(p.56)。一九三〇会計年度には、有罪判決の九分の八までがこの制度によるものになり、懲罰は有名無実なものになっていた。

有罪の申し立ての横行と軽い処罰は、連邦裁判所の威信と告発(されること)や有罪判決の意味を低下させ、結果として、人びとに禁酒法違反を些細な事柄と認識させたし、違反を煽った可能性さえある。連邦裁判所の威信低下をもたらしたのは、このような一連の展開だけではない。かつて、それは、刑事裁判遂行の効率と迅速とによって、人びとの「健全な畏れと尊敬」を得ていた。「時として、州裁判所にはわずかな敬意しか払わない職業的犯罪者も、連邦裁判所の管轄権には入らないよう慎重に行動した」。しかし、禁酒法関連裁判に忙殺されている現状によって、その威信は傷つけられ、尊敬は失われつつある(p.56)。

裁判運営全体への悪影響も無視できない。連邦と州の検事は「禁酒法にしか関心をもたない組織の圧力の下に任命され、選出され」ており、その仕事は「酒類事件における熱意という観点からのみ評価された」。判事もまったく同様の圧力と評価に晒され、「民事事件はしばしば遅滞し、妨害された」。「熱心な組織」は、判事の任命、政策、裁判方針を指図・命令しようとして、「その法律が発効したときのその他の不幸な条件を悪化させ、粗野な施行方法をもたらした」(p.57)。名指しされてはいないが、「熱心な組織」がASLであることは明白である。確かに、同組織には、禁酒法の劣悪な施行に関する責

窓 任の一端があつた。

史

## 第二章 共同の権限

ウィカシャム委員会は、制度上の問題点をいろいろ指摘しているが、裁判所の混雑や行政機関の権限・責任の重複以上に重視されていたのが、連邦と諸州との協力関係だつた。たとえば、その発展が大戦中に大きな弾みを得、全国禁酒法時代に急速に普及した自動車について、諸州の中には、自動車捜索に関する広範な権限を警察に与えているものもあるとしたうえで、委員会は断じている。連邦の施行と州の施行は、人びとの理解では切り離されていないから、「それらは、一つのシステムの「二つの」部分と見なされている。いくつかの管轄区域での州による施行の劣悪な特徴は、人びとの認識においては全国禁酒法に帰せられている」と (pp. 38-39)。

大統領の命によって、全国禁酒法の施行状況の調査を目的として組織された調査機関だつたにせよ、州の施行がまずいのは仕方ないし、それはあくまで州の責任であり、連邦政府の関知するところではないと言わんばかりのこの表現は、いかにも無責任な、責任転嫁の弁に思える。しかしそれは、州がその義務を果たしていないことへの苛立ちの表明だつた。そのことは、ハーディング (二年一月、二三年五月と六月) やクーリッジ (二三年一〇月と十一月、二五年五月と二月、二六年、二七年、二八年のいずれも一月) によって、繰り返して、州の効率的な支援を求める声明が出されていることにも窺える。

諸州の全国禁酒法実施への取組みは、どのようなものだったのか。憲法修正第一八条が採択されたとき、三三州が憲法や制定法によって

禁酒を施行していた。さらに、その確定後には一二州が新たに州禁酒法を制定し、一八州が全国禁酒法にあわせて従来の法律を補足したり、修正したりしている (p. 5)。憲法修正第一八条が最終的に四六州によって批准されたことと重ね合わせれば、諸州は全国禁酒法の施行になみなみならぬ熱意をもっていたように思える。しかし、その「熱意」は、法律の制定や改訂の作業を終えた時点で、消滅してしまつたようである。

その理由は、連邦と州の共同の権限規定にあつたが、まず州による施行の実態を確認しておかねばならない。報告書は、諸州を四つの集団に分類し、それぞれについて評価を行っている (具体的な州名がほとんどあげられていないのは、必要な配慮だったろうが、史料としての有効性を狭めている)。四つの集団とは、(1) 全国禁酒法以前に禁酒法が成立しており、世論が州による施行と連邦政府との協力を要求していた州、(2) 全国禁酒法以前に禁酒法が成立していたが、世論が消極的だつた州、(3) 全国禁酒法以前には禁酒法を制定していなかったが、その後に禁酒法を採択した州、(4) 全国禁酒法以前にも以後にも州法をもたなかった州である (pp. 40-43)。

(1) の集団がもっとも積極的で熱心だつたと期待されるが、必ずしもそうではない。たとえばヴァージニア州は、一九一四年から厳格な禁酒法を施行してきたが、その都市部では逮捕件数・流通する酒類の量ともに増大していた。半世紀以上にわたる禁酒州だつたカンザスでも、主要都市を含む郡部では「劣悪」ないしせいぜい「かなり良い」であり、依存症などアルコールに帰せられる死亡率も、一九一七～二〇年には非常に低下したものの、それ以後は一七年の水準に戻ってし

まったことが確認されている。(2)のタイプの州では、状態はより不満足なもので、全国禁酒法以前の施行努力の「少なくともかなりの部分を放棄する傾向」が増大している (p. 41)。

(3)のグループでも同様の趨勢が認められ、全体として「州による施行は、当初と比べてはっきりと消極的になっている」(p. 41)。(4)のタイプの州では、禁酒法施行に関わる全責任が連邦政府に託されていることは、言うまでもない。委員会が下す結論は、とりわけ近年になって、連邦政府に施行の負担を負わせる傾向が成長しており、施行が順調になされているのは、全国禁酒法以前に、かなり長期にわたって禁酒を実施してきた州の、しかも農村的な地域においてだけであるというものだった (p. 44)。言い換えれば、どの集団の州においても、都市部における積極的・消極的な禁酒法反対の態度が確認され、憂慮されているが、この問題についてはここでは取り上げない。

州による連邦政府への一任を生み出したのは、憲法修正第一八条第二節の規定である。そこには、「連邦議会と各州とは、適切な立法によつてこの条項を施行する共同の権限をもつ」と規定されていた。この規定を遵守するかしないかの決定は、各州の専権事項だったし、その結果がどのようなものになったかは、上述の通りである。現実には、隣接しあう複数の州の間で施行の度合いが異なることもあった (p. 55) から、人びとの不満はいっそう募った。なぜこの規定が憲法修正第一八条に盛り込まれたのか、なぜこの規定はうまく機能しなかったのだろうか。そもそもこの条項は原案にはなく、下院司法委員会が提案され、付加されたものだった。

この条項は、連邦政府を重い経済的負担から解放するものであり、

他方で、伝統的州権論に配慮したものだ。南部を中心とする旧弊な民主党議員の憲法修正第一八条への反対は、根強かった。アラバマ州選出のヘフリン下院議員は述べている。「皆さん、われわれは、その行使なしには、合衆国のどの州においても禁酒法をもちえない自治権を諸州から奪い、そうすることによって、諸州が自州内の事柄を統制する権利と権限を永久に放棄しようとしているのでしょうか」。州は、この種の純粹に州内的问题を解決するための自然な単位であり、全国的に一律な体制を強行すれば、公然たる抵抗を招く可能性があるとの信念がここには表明されていた。

この提案の本来的な趣旨は、このような反対を抑えること、諸州が独自の立法を施行するのを妨げないで、しかも、連邦への積極的な協力を可能にすることにあった。しかし、ひとたび制定され施行されると、新しい意味を帯びる。憲法修正第一八条は、諸州に共同の権限を認めることで、同時に、「連邦政府の同等のパートナー」としての地位と「法的にも道義的にも、その施行に関する同等の責任を与えた」と解釈され始める。この解釈は、法的には合理的なものだったが、「効率的な州の協力の重要性」を十分には認識してはいなかった。いざ全国禁酒法が実施され、州の非協力的な姿勢が明らかになると、連邦には、その行動を指図する権限がない以上、解決困難な問題が出現することになった。

この間の経緯を大まかに眺めれば、以下のようになる。一九世紀半ば以降、禁酒法は州レベルで制定され、施行されてきた。しかし、州際通商法の制定(一八八七年)が事態を複雑にする。州際通商によって運搬される商品は、酒類を含めて、州の管轄権から除外されてし

窓 まった。原 榎オトリノナル、バツケイジ包で荷受人に届けられる酒類は、州政府が手出しで

史 けない商品になり、州禁酒法が実質的に骨抜きにされてしまった。禁酒派は、地域的な禁酒を可能にするためいくつかの連邦法を制定するが、いずれも連邦最高裁によって挫かれてしまう。一九一三年に、当該州の法律に違反して酒類を輸送することを禁じるウェップ・ケニョン法が制定されたのは、そのような文脈においてだった。

少なくともこの時点まで、禁酒法運動は、州レベルでの法施行を確実にすることを目指していた。憲法修正第一八条も、そのような立法活動の延長線上に構想されたのかどうかは、まだ検討を要する課題だが、ウェップ・ケニョン法の合憲性が疑問視されていた事実は、その可能性を仄めかすものだろう。さらに、報告書にも、それを示唆する指摘が散見される。酒類統制に関する「諸州のシステムを保護するには、つねに連邦の行動が必要となろう」(p.70)。全国禁酒法以前、不十分な連邦権限では、州外からの侵入から禁酒州を防衛できなかったから、その「禁酒(法)を保護できる連邦権限の明確な保証条項が、憲法に盛り込まれるべきである」(p.156)。

禁酒(法)運動史における憲法修正第一八条の意義や意味は、州レベルの法律の施行という観点からも検討されるべきことを、さしあたり確認しておいて、上述した運動の展開がもたらした事態に議論を絞ろう。とくに注目すべきは、州法の効力を保証するために連邦法が動員された経緯が、為政者、官僚、一般市民を問わず、人びとの記憶に鮮明だったろうということである。本来的には州法をより完全に実現するための連邦法だったのだから、州が相応の義務を担うべきであるとの主張の出現は、必然的な運びだった。それが、全国禁酒法体制下

において、説得力ある主張だったかどうかは別にしても。

共同の権限をめぐる議論の背景には、既述のように、憲法・連邦法はその権威によって自動的に遵守されようとの、アメリカ人の法律観があったとされている。「憲法修正条項と、連邦政府を全国禁酒法の側に置いた連邦法とは、それ自身で、その法律を効率的にするよう働く」と期待されていたように思える」と報告書も指摘する。確かに当初、この期待は正当だったように見えたが、「すぐに、一九二一年以後、顕著な変化が生じた。かつて考えられていたよりも、違反がはるかに容易であり、施行がはるかに困難であること」が判明した(p.66)。憲法修正第一八条の権威の短命の一因に、共同の権限条項があったというのが委員会の考えである。

理論的には必然だったかもしれないが、熟慮されたものではなく、現実的なものでは決してなかった連邦と州の共同の権限は、法施行にとっては最悪の結果、両者の間での責任のなすり合いをもたらしていた」(p.53)。その困難は容易には克服できないというのが委員会の結論である。その議論の展開は錯綜しているので、筆者なりにまとめてみると以下のようになる。共同の権限を実効あるものにするための対処、連邦警察力の強化や連邦と州の関係の整備はいずれも困難である。それゆえ議会の行動(立法)と世論の喚起が不可欠である。以下、順を追って検討してゆく。

連邦警察の強化は非現実的だった。効率的な施行だけを考慮すれば

有望だが、「アメリカ人は、過度な集権化に対して……伝統的敵意を抱いている。どのようなものであれ、相当程度の連邦の捜査権行使は、わが国の憲法の全般的な精神と完全に対立する」。そのような組織があらゆる地域共同体に入り込めるといふ可能性には、「心穏やかならざるものもある」(p. 64)。実際、一九二六年、クリーリッジ大統領が、連邦、州、自治体の警官を「名目だけの報酬で財務省〔禁酒局〕取締官に」任命し、全国禁酒法施行にあたる地域の警官に、連邦権限を与えるとする行政命令を出したときの反応は凄まじかった。「危険な命令」、「わが国政体を根本的にしかも即刻に変化させる」政策として厳しい非難を受けて、実施を断念せざるをえなくなった。

連邦と州の關係の調整には、(1)両者の自発的な協力、(2)両者の間での自発的な権限分割、(3)諸州への(一部)連邦権限の譲渡という具体的な選択肢があった。他地域の行動理念と生活方法が強制されたと憤る地域が現に存在する(p. 53)以上、(1)には可能性がない。そのことは、なによりこれまでの経験が証明している。(2)の計画は、わが国の伝統によって実現が困難である。それは、「連邦法施行の手段として、州政府と州裁判所が公式に利用できる」との建国当初の構想がうまくゆかず、連邦の行政機関を設立する必要が生じたことに明白である。「一四〇年におよぶ二重政府体制下での全国法の施行の経験は、この一〇年間に繰り返されて」きた(p. 53)。(3)も推奨できない。具体的にはこれは、輸入・州際通商・大規模な違法行為(製造・取引)は連邦に、憲法修正第一八条以前に諸州に属していた事柄は諸州にという形で、管轄領域を分割するものである。これが採用できないのは、「共同の権限という方針を断念」し(明ら

かに、この指摘は他の箇所での勧告と矛盾している)、無関心な諸州における禁酒法の実施を断念する実施拒否に相当し、場合によっては、連邦権限の不当な介入を招くからである(p. 63)。さらに「アメリカの経済的統一、輸送手段の発達、産業状況、生活のあらゆる面の機械の全般的使用に鑑みれば、憲法修正第一八条から完全に撤退するのは不可能である」(p. 70)。

「共同の権限に関する規程を除去するのが賢明なこと」(p. 82)と結論する委員会は、議会の行為について、批判めいた発言を直接に行ってはいないが、満足していたわけでは決していない。「結論と勧告」は、議会の責任を指摘している。それは、憲法修正第一八条が改訂されるならという条件下に提示された、現行の第一節の修正案に看取できる。「議会は、合衆国およびその管轄内にあるすべての領土における飲用目的での酪酐性酒類の製造、<sup>トライツ</sup>売買、あるいは輸送、その輸入と輸出を規制したり禁止する権限をもつものとする」(p. 84)。販売の代わりに売買が規制・禁止の対象とされ、議会が主語とされ、結果的に第二節が抹消されている。委員会は、共同の権限を楯にした議会の無為を批判していた。

マーツによれば、憲法修正第一八条の原案を通過させたのも、議会の無為だった。議員たちは、一世代以上にわたって禁酒関連問題(酒の広告の郵送を禁止する法案、酒類の州際通商を禁止する法案、軍隊駐屯地・首都その他での禁酒法案など)に悩まされてきた。反対すれば、強力な圧力団体のASLに報復され、次回の選挙で猛烈な再選阻止の運動に直面することになり、賛成すれば業界からの抗議を受ける。いかげんうんざりした彼らの中には、これ以上、煩わされたく

窓 ないという理由で賛成票を投じた者もいた。人民の判断に委ねたいと

史 のハーディングの発言は、そのような感情をよく表明していた。

この観察が正しいとすれば、代議制民主主義が危機に直面していたこと、少なくとも、圧力団体政治の弊害が見て取れる。圧倒的な集票力を誇る組織を前にして、議員たちは、自分の良識・判断や時には国益を犠牲にしてまで、その要求に従わざるをえなくなる（この点については、ASLにも言い分はあったはずで、国民の過半数に支持されていると反論しただろう）。あるいは、問題の解決を立法によって行い、その合憲・違憲の判断は連邦最高裁に委ねるといふ、革新主義に特徴的な傾向がここにも認められようか。⑤ そうであったのなら、禁酒が制定法ではなく憲法修正条項によって定められたことが、あまりにも軽視されていたと断じるしかない。

マーツの指摘が正しく、憲法修正第一八条の通過が、議会の判断放棄の結果だったのなら、禁酒法時代を通じてその無為は、むしろ必然だったことになる。連邦警察権限の介入は、当時の状況からして不可能だったとしても、州の責任は何か、諸州が何もしない場合、連邦政府は、どうすべきかについて、議会には検討する資格と義務があった。議員たちの多くが、憲法修正第一八条の成立によって義務を果たしたと考えていたとしても、少なくとも、「共同の権限」条項を付加した責任はあったはずである。しかし瑣末な法律の制定や罰則条項の強化以外、これといった立法活動はなされていない。

最大の理由は、ASLをはじめとする禁酒組織の対応にあった。それまで禁酒法制定を求めて議会を責め立ててきた禁酒組織は、なにより、実質的な施行のための徹底的な行動を求めるあまり、新たな反対

派を作り出すことを回避しなければならなかった。より厳格な施行の要求は、禁酒法が機能していないことの公認に他ならない。それは、禁酒体制の賢明さを疑問視させることになる。ASLが禁酒法の施行状態についての調査に一貫して反対したのは、そのような判断に基づいてのことだった。その結果、彼らは、議会の無為を黙認し、行動（瑣末な立法行為）を称賛せざるをえないという自己矛盾に陥った。⑥ 議会は、言うまでもなく、「戦闘的な禁酒派のかくもものわがりの良い雰囲気を迎え入れた」。

委員会は、繰り返し、禁酒に好意的な世論醸成の必要をも指摘している。アメリカの政府は世論に立脚する政府だから、「通常は遵法的な人びとの世論を反映したり、その表現である」法律しか遵守されないし、施行できない（p. 75）。大多数の人びとによって自発的に遵守される法律しか、残りの人びとに強制できない。そのことは、禁酒法を麻薬取締法と比較してみれば、一目瞭然である。後者の違反も莫大な利益をもたらすし、麻薬の捜索・押収は酒類のそれよりも困難だから、犯罪者には大きな誘因を与えている。しかし、麻薬取締法は、「全般的で決然たる世論に支えられているから」うまく機能している（pp. 79-80）。

個人的な生活や習慣に直接関わる飲（禁）酒問題の受けとめ方は、地域的な多様性が大きいのに、熱狂的な組織や運動によって、全国的に斉一的な法律がいきなり制定されてしまった。このように把握する委員会は、ここでもASLに対して批判的である。それは、以下のような指摘にはつきりと示されている。世論の改善は主として教育によらねばならない。教育によって、全国禁酒法への憤りの原因の多く

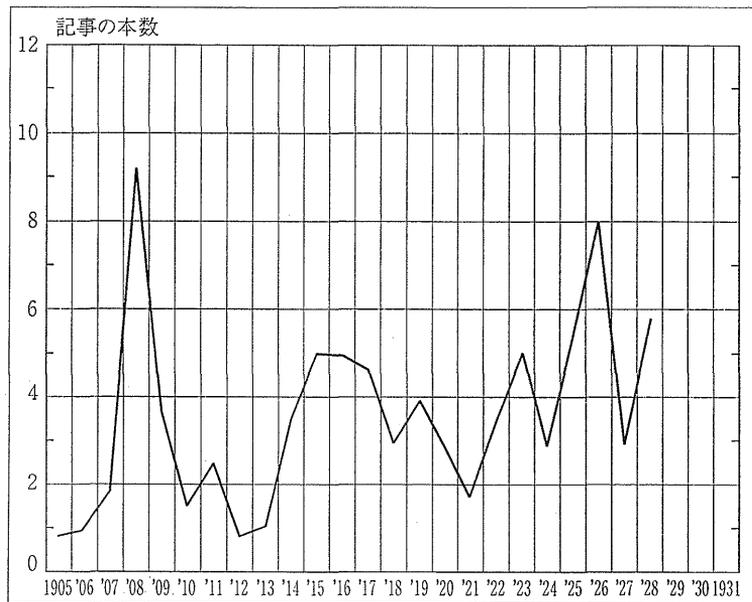
は除去されるし、好意的な態度も育める。しかしながら、「全国禁酒法の発効以来、教育よりも強制が強調されてきた」(p. 59)。したがって、現状を鑑みるとき重要なのは、世論教育が単なる宣伝にならないことである (p. 69)。

一九二〇年代の禁酒法に関する世論は、実際には、どのような状況にあったのか。その趨勢を、フーヴァー大統領が結成したもう一つの委員会、社会潮流に関する大統領委員会の研究成果である『合衆国における近年の社会潮流』によって確認しておこう。アメリカ社会のあらゆる側面を調査対象としたこの報告書の第八章は、「変化する社会的な態度と関心」の検証を課題としている。具体的には、いくつかの重要な主題についての議論の量と、「より根本的な係争問題に関して表明された是認、あるいは否認」についての指標とを可能なかぎり客観的に究明するために、代表的な総合雑誌に掲載された意見の統計的な分析を行う。

図1は、『定期刊行物案内』の索引に載せられている記事千篇について、禁酒法・酒類問題を扱った論文本数の変遷を示したものである。一目瞭然なように、一九〇八年と二六年にピークがある(原著者は、一九一五年もピークとしているが、一九二三年と大差ないので省略する)。前者は、南部を中心とした州禁酒法の「高波」によるものであり、後者については説明はないが、上院の禁酒法施行に関する調査によるものと思われる。この統計は一九二八年で終わっているため、その後の趨勢については不明だが、禁酒法反対諸組織の活動の活発化、大恐慌の到来(による廃止論の盛り上がり)、ウィカシャム委員会の結成が、人びとの注目を集め始めていたと考えてよいだろう。

そのことは、上昇曲線で終わっていることから推測できる。

図1 索引にあげられた論文千篇のうち禁酒法・酒類問題に関連するもの本数



出典 Hart, "Changing Social Attitudes", p. 424.

もっと重要なのは論調の変化である。一七種類の大家雑誌についての調査によれば、論文千篇について禁酒法に好意的なもの、非好意的なもの本数は、以下のように変化している。一九〇五年には好意的なもの九一篇に対して、非好意的なもの〇篇だった(以下、この組み合わせで紹介する)が、一九一五年には四一六篇と二二篇、一九二〇年には三五九篇と二七五篇、一九三〇年には一七二篇と四二八篇と

窓 推移していた。「つまりこれらの雑誌において、一九一五年から一九三〇年に、禁酒法に好意的な態度の指数は半分以下に減少し、非好意的な態度は一九倍に増加した<sup>④</sup>」。世論の趨勢は、禁酒法への敵対をはっきりと示していたが、この問題については、後に立ち戻ることにしたい。

### 第三章 禁酒法の成果

ウィカシャム委員会は、全国禁酒法体制の合理性には疑義を投げかけつつも、その廃止は勧告しなかった。議会に報告書を提出するに際しての教書において、フーヴァーは「委員会は圧倒的多数で……憲法修正第一八条の廃止を支持してはいない」(p. iv)と述べている(この表現自体、かなり奇異なものではある)が、事実を歪曲していたわけではない。現状維持を望んだ委員が少数派にすぎなかったことが、言及されていなかったにしても<sup>⑤</sup>。委員会が廃止に消極的だった理由は、現代社会においては、酒類へのある種の統制が不可欠であるという点、それがまだ十分に「公平な裁判」を受けていないということにあった(pp. 114-115, 117, 120, 155, 161)。

しかし、憲法修正第一八条の修正は、かりにそのような措置が現実的に——禁酒法に対する激しく敵対的な世論を前にして——可能だったとして、単に共同の権限条項を削除し、言わば、禁酒法・禁酒体制の州権論的な根を切断して、議会の責任を明確にすることを目指していただけなのか。たとえ、役人が施行したい法律を選び、市民が遵守したい法律を選んだりすること、憲法の実施拒否は、法治国家のまさに「基盤を破壊する」行為に他ならないと断言する(p. 132) 大統領

を得ていたとしても、議会が全国禁酒法のより満足すべき施行を実現すると期待するのは、はたして合理的なことだったろうか。この疑問への解答は、禁酒体制の「恩恵」についての評価が与えてくれる。

まず委員会が「客観的で合理的に信用できる証拠がある」恩恵としているのは、経済的なもの、生産性の増大、労働者の効率の上昇、「青い月曜日」の消滅、事故の減少などの産業的な恩恵と貯金の増加、慈善活動の必要性の低下である。ただし、注目すべきは、これらの成果が無条件に禁酒法によるものとはされていないことである<sup>⑥</sup>。以下、議論を追ってみよう。労働者の効率の増大と「青い月曜日」の消滅については、「直接、酒場の廃絶に帰せられることを示す強力で説得的な証拠がある」が、労働組合の指導者は、より良い雇用条件、労働時間短縮、賃金上昇を実現した組合の努力を高く評価した(p. 71)。

経営法の改善や産業の組織化における進歩などを強調する証人もいる。かつての飲酒に取って代った新しい娯楽のあり様と余暇時間の利用法も、重要だった。「しかしあらゆる面から考慮して、われわれは、全国禁酒法発効の後に真の重要な獲得が定着したと確信している」。つぎに、産業事故の減少についてだが、「これほど明確に証明されているものはない」。ただし、禁酒法以前、飲酒がどの程度までそれらの事故の原因だったのかについては議論がある。労働時間短縮、工場の組織化・組織方法と機械の改善、安全装置の設置などの進歩が、今世紀初頭の禁酒法時代との単純な比較を不可能にしているからである(pp. 71-72)。

貯金額の増加は事実であるが、大戦中の儉約推進宣伝、貯蓄促進運

動、戦後の好況期における賃金上昇などがそれに貢献したはずである。<sup>④</sup>労働者の妻や娘がフル・タイムやパート・タイムで働くようになった(この説明には疑問がある)ことも、重要な役割を演じている。さらに禁酒法以前に、貯蓄額の増加は生じていた。「この点について、何かははっきりと証明されているとは言えない」。慈善活動の

必要性の低下も、繁栄下における雇用条件の変化や世帯の女性構成員の賃金収入という要素をぬきには、議論することはできない。依然として地域差も大きいし、十分に信頼できる統計資料もない。(p. 72)。

社会的な恩恵については、貧しい人びとの間に認められる明白な生活水準の向上が禁酒法に帰せられているが、「ここでもまた、戦後十年間の経済状況、世帯の女性構成員が賃金のために働きに出る傾向、改善された娯楽手段の広まりが考慮されねばならない」。これ以外については、主張されている社会的恩恵はそれほど確かなものではない。泥酔に起因する離婚率の低下が指摘されるが、禁酒法以前と以後の離婚に関する統計は、単純には比較できない。健康への影響についても、医学の進歩や栄養状態の改善など他の要因も関わっているから、同様である。(p. 73)。報告書は、禁酒法の経済的・社会的成果について非常に慎重な態度を保っている。

しかし、ケニヨンによる個別の声明は、経済的恩恵の評価についてはるかに積極的である。彼が引用している証言——「現在、一般的な価格で一定量の酒類を購入し、同時に自動車、電化製品、良質の食品と衣類を購入するのに十分なほど、賃金は増加していない」——は、ある大石炭会社社長の断言であるだけに、苦笑させられるが、説得的である。労働者とその家族は、禁酒法以前よりも裕福になったし、

「もはや土曜日の夜、妻と酒場経営者との間に賃金小切手をめぐる争いはない」。わが国の驚異的な進歩は、もちろん、すべてが禁酒法に帰せられるものではないが、かつて酒場で浪費されていた金が耐久消費財に充当されてきたのは確かである。禁酒法がわれわれの繁栄に貢献してきたことは、疑いえない (pp. 128-29)。

社会福祉への影響については、セトゥルメント・ハウス住人、改革者、社会福祉活動家から積極的・肯定的な証言が得られた。合衆国救世軍総司令官、イヴァンジェリン・ブースは言明している。「禁酒法から得られた恩恵は、その施行に反対して提出されうるどんな難点よりも大きく……ヴォルステッド法に反対する叫びは、施行の失敗に由来するどころか、実際のところ、自分が望むだけの酒類を入手できない人びとによってなされている」。彼女はさらに、救世軍を代表してウィカシャム委員会に、「現時点での犯罪者や放縦者の集団への屈服は、必然的に、大量の人間の死亡と、わが国の何百万という家族にとって数え切れないほどの祝福だった繁栄の喪失とをもたらす」と警告した (p. 130)。

ブースはじめ改革者や社会福祉活動家が、労働者や下層の人びとの生活改善を目のあたりにしていたことに疑いはない。彼(女)らには、一九二〇年代に生じたすべての前進と改善の功績を独占しようとした、禁酒法支持派に与する義理はなかった。もちろん、彼らの中には禁酒(法)を望ましいと考える者がいたし、とりわけ、戦前の改革に従事していたより古い時代には多かつたけれど、<sup>⑤</sup>いずれにせよ、望ましい状態が禁酒法の実施と時を同じくして生じたことは、無視できない事実だった。かりに、それが単なる偶然にすぎなかったとして

窓も。したがって、彼らには、禁酒法を評価しない理由はなかった。

ウィカシャム委員会は、禁酒法の恩恵や成果の評定についてはかなり慎重だった。この態度は、繁栄と国民の生活水準の向上、死亡率の低下と全般的な健康増進、貧困の減少と家庭の幸福など、一九二〇年代アメリカに生じた前進をすべて、無条件に禁酒法に帰した——それゆえ大恐慌後は、反対派によってあらゆる害悪を禁酒法に帰すことを可能にした——禁酒派の主張とは好対照をなしている。委員会が禁酒法の成果に熱狂的になれなかったのは、当然ながら、支持・反対両派の意見を徴したからだし、今一つには、禁酒法が本格的に機能し始めるのが一九二六ないし二七年以降のことだったとの認識があったからと思える。初期の落ち込み以後、飲酒量が着実に増加しているとの観察も与っていた (p. 22, 122-23)。

これとは対照的に、酒類企業と酒場の根絶が禁酒法最大の成果であることは、繰り返し指摘され強調されている。以下、いくつかの発言を紹介しておこう。良い秩序、良い労働条件、良い道徳、改善された家庭生活のため、「永遠の成果として酒場を閉鎖されたままにしておくこと」が重要である (p. 73)。もっとも確実な経済的恩恵とされる、「日曜日と祝日明けの多数の労働者の慢性的な欠勤の排除による生産性の著しい増大が、直接、酒場の廃絶に帰せられることを示す強力で積極的な証拠がある」 (p. 71)。それゆえ「われわれは、酒場の廃絶によって得られたものを失ってはならない」し、酒類問題の州への差し戻しは、憲法運用上の問題からだけでなく、少なくとも一部諸州における酒場の復活をもたらすから、なされるべきではない (p.

108, 116)。

禁酒法の施行可能性を引き続き試すことを主張するケニオンは、支持的な世論を喚起するために、「禁酒法の貸方」<sup>レンド・サイド</sup>、かつての公認された約一七八、〇〇〇軒の酒場が閉鎖された事実がもっと強調されるべきだと指摘する。そして、「われわれの前に出頭した証人のうち、酒場の復活を支持した者はほんの一人か二人だけだった」と付け加える (p. 127)。このような見解は、一九三三年二月五日、憲法修正第二条の発効に際して、法律その他の手段で「酒場の復活を許可しないでいただきたい」と諸州に懇願したローズヴェルトの演説にも反響している。同時代の文献も、このような考え方に基本的に同意していた。

なぜ酒場は閉鎖されたままにしておかねばならないのか、その理由について、委員会は言わずもがなという態度を取っている。確かにこの時代の人びとにとって、その弊害——週七日間・一日二四時間開業しており、売春婦や犯罪者の出入りを黙認し、もぐりの賭場を併設し、麻薬販売にも手を染めている。労働者を家庭から引き離し、移民に下位文化の拠点を提供している。未成年者や子供にも酒を供しているのみならず、無料の酒を振る舞って、将来の酒飲みを不断に育成している——は、明白だった。その問題については、多くの調査報告書がすでに刊行されていた。しかし他方、ある種の暗黙の了解があったようにも思える。

マキントッシュは、興味深い文章をものしている。「憲法修正第一八条は、当時存在していた状況に対応していた」し、わが国の政治に悪影響を与える酒類企業と酒場を根絶したことで、輝かしい成果をも

たらしたと (p. 153)。マコーミックもこの意見に同意し、公然たる酒場は「これまで、アメリカにおいて多くの政治腐敗の主要因だった」と述べている (p. 156)。移民や都市部に禁酒法不履行の責任を負わせる論調 (pp. 54, 93, 134-35) と重ね合わせると、ボス政治を根絶する一つの手段として、酒場の閉鎖が認識され、評価されていた可能性が浮かび上がる (報告書にはこれ以上の材料はないし、ボス政治の問題は、禁酒法施行の文脈だけで論じられるものではないので、これ以上は立ち入らない)。

酒場の消滅を最大の成果とする見方は、全国禁酒法の将来に「不吉な」可能性を内包してもいた。保持すべきは酒場の不在であり、それが保証されるなら、禁酒法体制は無理に存続させる必要はない。その保証にとって禁酒法はむしろ阻害要因として働くという見通しである。そのことは、報告書に示唆されている。「酒場の排除が賢明だったことについては一般的な合意があったが、強制された全国的な完全禁酒体制については、一般的合意はまったくなかった」(pp. 54, 73)。提出された証拠は、全国禁酒法の施行以後、ある種の経済的・社会的獲得があったことを示しているが、同時にそれは、全国的な絶対禁酒という野心的なプログラムより、酒場の閉鎖に由来したことを、まったく同じくらい明白に証明している (p. 158)。

委員会が酒場の廃絶以外の「成果」に冷淡だったという印象は、それをもたらした運動についての解説を眺めると、いっそう強められる。目新しいところはあまりないが、報告書を紹介してみたい。酒類企業と飲酒に反対する運動は、本来は節酒を、直接的には企業と公認された酒場の根絶とを目指していた。完全禁酒が、「限定的な禁酒法

を採用していた諸州」を含め、合衆国の全領土で法の命令によって確立されたのは、憲法修正第一八条が採択されたことである。それが唐突なものとの印象を多くの人びとに与えたのは、節酒と禁酒(法)との間に存在する、「個人的な心理としても、法律的な原則としても明白な相違」のためだった (p. 50)。

前者は、過度な飲酒には反対するが、中庸な飲酒は認めるし、たとえ究極の目的が完全禁酒にあるとしても、教育活動によってそれを実現しようとした。他方、飲酒における中庸と過度を区別せず、どのような程度であれ、状況下であれ、飲酒は有害であると確信する後者にとって、「全国的な完全禁酒を強制する努力は論理的なもの」(p. 50) だった。節酒運動が禁酒(法)運動に展開していったとき、当面の目標は企業と酒場の廃絶に設定されていたから、節酒派もその展開を支持せざるをえなかった。そして「二つの集団の合体によって、憲法修正第一八条と全国禁酒法の採択が実現した」が、法が発効すると状況が変化した (p. 50)。

廃絶された企業と酒場の復活を望む者はほとんどいなかったが、新たな問題が出現する。禁酒法か酒場かではなく、法によって全国的な完全禁酒を強制する試みが「原則において健全なものかどうか、……最良でもっとも効率的な方法であるかどうか」について論争が生まれ、禁酒派と節酒派の間に亀裂が生じた。禁酒派が当然視したその法律を、節酒派は、不健全なもの、「個人的な行為と習慣に対する政府統制の不当な拡大と見なした」。全国禁酒法が施行されてからしばらくは、彼らも黙認ないし消極的な支持で応じたが、施行実態が明らかになるにつれ、「その黙認あるいは無関心は、法律軽視あるいは公然

窓 たる敵意に「変化した」(pp. 50-51)。

この禁酒運動史概観には疑問も残るが、それはさして重要ではない。注目すべきは、節酒主張を評価し、禁酒主義を斥けるその査定である。組織名は言及されてはいないが、他の箇所と同じく、ここでも念頭におかれているのは明らかに A.S.L. であり、仮借のない批判の対象とされている。その法律は、「同じくらい不寛容な反対をかき立てた不寛容な熱狂からなる精神で主張された」し、現在の敵対的な世論は「主としてその不寛容な精神に由来する」。禁酒派は、「『どんな法律も、遵法的な人びとの助力と協力なしには、効率的に施行されえない』との『財務省国税局の』警告」を無視した(p. 12)。万難を排して全国禁酒体制を「維持しようとする頑なな試みが、獲得物を台無しにしかねない反発に弾みを与えている」(p. 160)。

全国禁酒法体制はどうされるべきなのか。委員会は、共同の権限条項の削除と細かな施行上の改善点を除けば、具体的な提言なしにその保持を勧告しているだけである(pp. 83-84)。そのこと、報告書が「建設的な解決策を提示していないこと」(p. 89)に不満を覚えたアンダーソン委員は、個別報告書において自らの計画を示している。それは、あらゆる酒類を許可するものだった。(1)酒場の廃止によって得られた恩恵を保持し、(2)個人の行動の自由を尊重・保護しつつ、飲酒に由来する反社会的な行動を有効に規制でき、(3)社会変化や新たな違反方法に対処できるに十分なほど柔軟で、(4)違法な酒類売りに利益を得させないもの(pp. 99-100)という条件が付けられてはいたが、いずれにせよ、禁酒体制の全面的放棄であることには違いない。

もう少しその計画を紹介しておく。憲法修正第一八条を本報告書の勧告に基づいて修正したうえで、議会が全国法人(National Corporation)を創設し、その法人に、合衆国の全領土における飲酒その他の目的での酒類の製造・輸入・輸出・州際通商による輸送・販売に関する「独占的な権利と権限を」与えるというものである(pp. 101-102)。その法人の設立と運営、具体的な販売法——酒類の価格はアルコール分に応じて設定する、一月の購入を一定量に制限するなどの——についても、こと細かな規定案が述べられている(pp. 103-06)が省略する。重要なのは、企業・酒場の復活の阻止を念頭に、酒類の(再)合法化が提案されていることである。

アンダーソンの不満は、そもそも、憲法修正第一八条と全国禁酒法が遵守も施行もされてこなかったし、現にそうであることに由来していた。「われわれは、禁酒(法)を法律においてはもっているが、事実においてはもっていない」(pp. 89-90)。施行法を制定しなかったり廃止した州が、全国の総人口の四分の一を占める八州にのぼり、その他の州も明らかに同様な行動を考えており、多くの州は施行について無関心である<sup>55</sup>。全国禁酒法は諸州の協力なしには施行しえないとの連邦禁酒局長の当初からの声明に鑑みれば、「同法がまったく施行されえないことを証明するには、ただ単純な三段論法」があればよい(p. 92)。

しかし、憲法修正第一八条も全国禁酒法も廃止されるべきではない。前者の廃止は、諸州への一任と禁酒を採用しない州での酒場の復活をもたらし、後者の廃止は、「議会による憲法の規定の公然たる実施拒否に等しい」からである(p. 98)。そうである以上、唯一可能な

選択肢は、禁酒法の成果を維持しつつ、酒類を公認するしかない、これがアンダーソンの結論だった。そして、この提案にはケニヨン、ロッシユ、マキントッシュ、マコーミック、パウンドの五委員が賛成を表明した (pp. 137, 149, 153, 156, 160)。憲法修正第一八条の廃止を主張したベーカー (p. 111) とリーマン (p. 148) を加えれば、八人の委員が全国禁酒体制の停止を支持していたことになる。

もちろん、これはあくまで、全委員に保証された「個人的見解を表明する権利」(p. 84) の行使にすぎず、公式の結論が禁酒体制の保持だったことは、失念されるべきではない。他方、勧告においてなされている憲法修正第一八条の修正が実現すれば、アンダーソン案が実施可能になったのも事実である。酒場廃絶という成果が維持されるなら、飲酒を再公認してもよいと考える者が、小差ではあれ委員会の過半数を占めた。それが、国民の多数派の見解だったことを示唆する証拠もある。前章で紹介した『合衆国における近年の社会潮流』に収録されたハートの論文がそれを提供してくれる。

表1は、一九一四年から三一年にかけて、『リテラリ・ダイジェスト』など五種類の雑誌に掲載された記事について行われた調査結果である。この調査も、前章掉尾に示した調査結果と実質的に同一の結論を示している。それぞれの雑誌において、禁酒法への反対は、一九二九年には他のどんな年よりも高く、アルコール性飲料への反対は低下していた。さらに重要なのは——執筆者はそれほど重視してはいないが——、一九二〇年代を通じて、反禁酒法感情が増大している一方で、飲酒を是認する傾向が目立っては増大していかないことである。一九二〇年代末には、少なくとも過度な飲酒を悪しきものとする世論

表1 雑誌記事千篇に示された酒類問題に対する態度 (記事篇数)

	1914年	1919年	1926年	1929年	1931年
禁酒法とその施行について					
是認 (ドライ)	211	362	278	226	226
否認 (ウエット)	91	224	353	492	457
アルコール性飲料の使用について					
否認 (ドライ)	323	142	145	102	112
是認 (ウエット)	13	36	43	56	41
計					
ドライ	534	504	423	328	338
ウエット	104	260	396	549	498

出典 Hart, "Changing Social Attitudes", p. 426.

註記 原著には、上記以外に「宗教による飲酒の承認」「酒類問題に関する科学的調査」「酒の密売その他」の項目が設定されているが、引用に際して、それらを削除した。したがってドライとウエットそれぞれの数を足しても一千件にはならない。

が確立していたと考えてよさそうである。アンダーソンの提案は、このような趨勢に棹さしたものであった。

問題は残っている。一つは、酒場の消滅をめぐるもので、それを全国禁酒法の成果とする見解は、現在では支持されていない。酒場は一九世紀末以降、「長期にわたる緩慢な死」を迎えつつあり、「内側からの崩壊」に見舞われ

ていた。⑥ 実際、一九一四年、憲法修正による全国禁酒法を提起する決議案の審議中、酒場という語は「軽蔑的な意味」で用いられる場合を除けば、「決して発せられなかった」。貧民のクラブだった旧来の酒場は、映画館、ダンス・ホール、遊園地などの新しい大衆娯楽の発展、労働者の住宅の改善や経済的向上によるスラム街からの脱出、労

窓 働組合による自前の本部の所有などのため、その存在意義を急速に失  
っていた。ただし、後世に確証されたこの点について、委員会は認識  
史 不足を責められるべきではなからう。

酒場の（消滅の）問題を考察するには、禁酒法時代のもぐり酒場も  
検討しなければならぬが、大まかな見通しを示しておくしかない。  
上述した酒場の緩慢な死は、その消滅だけではなく、再生をも意味し  
ていた。内部からの崩壊はまた、大都市の腐敗や墮落を象徴し、労働  
者階級や移民の、しかも男性だけの場・施設であった酒場が、名称を  
キャバレーやキャフェと変えて、多様な娯楽を提供する中産階級の男  
女が共有できる洗練された場・施設に取って代わられるプロセスでも  
あった。一九一〇年代半ばには確認できるこの傾向は、禁酒法下にも  
継続される。もぐり酒場は、少なくともその最上質のものは、そのよ  
うな新しい飲酒施設の延長線上に出現した。

そのような事態の進行は、禁酒の施行状態と不可分の関係にあっ  
た。そのことを端的に表現して、禁酒法が「処罰される危険のより少  
ない、利益の可能性がより大きい、そして社会的汚名のより少ない新  
しい犯罪を切り開いた」とランドスコは述べた。シンクレアは、それ  
を踏まえて、「禁酒法が犯罪者に、品位リスマックティビリティをもたらしただけでなく、もぐ  
り酒場は酒場に品位をもたらし」と主張する。つまり、全国禁酒法  
を不要で不毛な贅沢取締法と考える中産階級が、もぐり酒場に頻繁に  
出入りし、密造酒を購入して衛生的な酔態に耽った（p. 21, 54-55,  
126-27, 131）結果、彼らにサービスを提供する行為が犯罪視されなく  
なったのである。

高名な弁護士のパロウのように、憲法（修正第一八条）の実施拒否

を権利とする識者もいた。そのような急進的な主張の出現の背景に  
は、合衆国を構成する諸州の四分の三による支持が必要なことから、  
憲法条項が廃止されるはずがないとの、禁酒派・反禁酒派を問わず共  
有されていた確信があったにせよ。事態は法治国家の存続を揺るがし  
かねないものになっていたと言え、誇張表現になるか。少なくとも  
も、アメリカの法と秩序にとって危機的な状態が出現していた。この  
状況を打開するには、飲酒の再公認しかない。そのかぎりにおいて、  
ウィカシャム委員会（の半数の委員）の結論は至当なものだったと言  
えよう。

### おわりに

シンクレアは、禁酒法の「非能率的な施行はアメリカ人をうんざり  
させたが、廃止という反逆の出現を助けたのは、能率的な施行だっ  
た」、フーヴァーによる厳格な施行の試みが禁酒法の命脈を断つたと  
述べている。憲法修正第一八条を「目的において崇高な実験」と呼  
び、その廃止を勧告しなかった委員会を祝福したフーヴァーにとっ  
て、その結果は、はたして運命の皮肉だったろうか。個人的な信念は  
さておき、公人である大統領としての彼の真意は、一九二九年四月に  
なされた演説に明示されているように思える。官僚にも市民にもすべ  
ての法律を遵守する義務があることを改めて強調したうえで、彼は次  
のように付け加えた。「ある法律が悪いものなら、その厳格な施行が  
その廃止をもっとも確実にする」（p. 132）。

二人の前任者と同様、フーヴァーにも、法律遵守を訴えながら何も  
しないという「選択肢」はあったはずだから、これは、憲法（修正条

項)の廃止がほぼありえないことを前提にした単なる修辭ではなかつたろう。禁酒体制はより完璧に実施されるか、さもなければ廃止されるか、いずれしかない。彼の信念は委員会にも共有されていた。多くの連邦法は、全般的な法と秩序に關係がない、たとえば関税法の不履行は、主として歳入と特定企業に影響を与えるだけだが、全国禁酒法が施行されないと「付随する悪影響は行政、警察、法と秩序のあらゆる側面に広がる」と指摘されている(p. 61)ように。実際、実施拒否を市民の権利と見なす風潮が出現していたことは、既述したとおりである。

憲法修正第一八条の廃止、あるいはアンダーソン案の採用は、当時の状況においては、唯一の解決策だったように思えるが、その影響の程度については確認が困難である。委員会による調査と報告書作成の作業がなされている最中に、アメリカは未曾有の大恐慌に襲われていた。その惨事が、禁酒法の存廃を含め、あらゆる公的問題についての議論の行方を左右してしまったからである。<sup>②</sup>違法な酒類の製造と販売が巨額の利益を上げている、なぜそれを合法化して税金を徴収し、それへの従事を正当な職業にしないのか。この要求を前にして、禁酒派にはなす術がなかった。かつて、彼らにとってあらゆる進歩の源泉だった禁酒は、今やすべての人にとって桎梏と見なされるにいたった。

憲法による全国禁酒法体制は、成立したときと同じく、必然的かつ迅速に廃棄されてしまう。結果的には、ウィカシャム委員会は無駄な努力をしていたことになる。しかし、その考察や提言をそのように片付けてしまうのは、公平なことでも、正当なことでもない。第一に、全国禁酒法の成果と問題点が、当時の実態を見解に即してだが、かな

りの確に指摘され、具体的な対策が提示されていた。第二に、憲法修正第一八条に関する人民投票が提言されていた(p. 135-36, 166, 162)。これが憲法修正第二一条の(人民大会という)批准方法に反映されたかどうかは、議論の余地があるにしても、そして、第三に、連邦政府が全面的な責任を担うべきことが明言されていた。現実的な影響力は別としても、これらの指摘は、その報告書の意義を十分に証明しているよう。

註

- ① Lawrence M. Friedman, *Crime and Punishment in American History* (New York: Basic Books, 1993), p. 534.
- ② James H. Timberlake, *Prohibition and the Progressive Movement 1900-1920* (1963; New York: Atheneum, 1970); Norman H. Clark, *Diver Us from Evil: An Interpretation of American Prohibition* (New York: W. W. Norton, 1976); Richard F. Hamm, *Shaping the 18th Amendment: Temperance Reform, Legal Culture, and the Policy, 1880-1920* (Chapel Hill and London: The University of North Carolina Press, 1995). 常松「禁酒運動とアメリカ社会」谷川絵他『規範としての文化——文化統合の近代史』(平凡社、一九九〇年)、四〇一—四三五ページ。同「アメリカの『崇高なる実験』——全国禁酒法の成立と廃止」「飲む・打つ・買う」研究プロジェクト編『快樂と規制——近代における娯楽の行方』(大阪産業大学産業研究所、一九九八年)、一四九—一八七ページ。
- ③ Charles Merz, *The Dry Decade* (1930; Seattle and London: University of Washington Press, 1970), pp. 238-40; Andrew Sinclair, *Era of Excess: A Social History of the Prohibition Movement* (1962; New York: Harper & Row, Publishers, 1964), pp. 145, 357, 362; David E. Kyvig, *Repealing National Prohibition* (Chicago and London: The University of Chicago Press, 1979), pp. 99-100.

④ この報告書のメインマップは以下のとおりである。なお第一篇と第二篇、第七篇と第八篇は一卷に収められている。

Wickersham Commission (National Commission on Law Observance and Enforcement), *Wickersham Commission Reports* (1931; Montclair, New Jersey: Patterson Smith, 1968)

- No. 1. Preliminary Report on Prohibition
- No. 2. Report on the Enforcement of the Prohibition Laws of the United States
- No. 3. Report on Criminal Statistics
- No. 4. Report on Prosecution
- No. 5. Report on the Enforcement of the Deportation Laws of the United States
- No. 6. Report on the Child Offender in the Federal System of Justice
- No. 7. Progress Report on the Study of the Federal Courts
- No. 8. Report on Criminal Procedure
- No. 9. Report on Penal Institutions, Probation and Parole
- No. 10. Report on Crime and the Foreign Born
- No. 11. Report on Lawlessness in Law Enforcement
- No. 12. Report on the Cost of Crime
- No. 13. Report on the Causes of Crime (2 Vols.)
- No. 14. Report on Police
- Mooney-Billings Report (*Submitted to the Commission but not released by the Commission*)

⑤ Merz, *Dry Decade*, p. 256.

⑥ 本報告書の主要な部分の採り入れ

- Preliminary ..... 1
  - 1. Scope of the report ..... 1
  - 2. Materials used ..... 1
  - 3. Problem of liquor control ..... 3
  - 4. History of liquor control before the Eighteenth

- Amendment ..... 4
- I. National Prohibition ..... 8
  - 1. The Eighteenth Amendment and the National Prohibition Act ..... 8
  - 2. History of prohibition enforcement before the Bureau of Prohibition Act, 1927 ..... 10
    - (a) Original organization ..... 10
    - (b) Senatorial investigation 1926 ..... 14
  - 3. Prohibition enforcement since 1927 ..... 14
    - (a) Bureau of Prohibition Act, 1927 ..... 14
    - (b) Changes in personnel and in organization ..... 15
    - (c) Training of prohibition agents ..... 17
    - (d) Appropriations for prohibition enforcement ..... 18
    - (e) Cooperation with other federal agencies ..... 18
    - (f) General observations ..... 20
- II. The Present Condition as to Observance and Enforcement ..... 21
  - 1. Observance ..... 21
  - 2. Enforcement ..... 22
    - (a) Enforcement with respect to importation and manufacture ..... 22
      - (1) Sources of illicit liquor ..... 22
        - (i) Importation ..... 23
        - (ii) Industrial alcohol ..... 25
        - (iii) Illicit distilling ..... 28
        - (iv) Production of beer ..... 30
        - (v) Production of wine ..... 32
        - (vi) Production in the home ..... 32
        - (vi) Diversion of medicinal and sacramental and scientific alcohol ..... 34
      - (2) Materials of illicit manufacture ..... 35
    - (b) Enforcement with respect to sale ..... 36

(c) Enforcement with respect to transportation.....	38	organizations .....	68
(d) Evasion in places used for drinking.....	39	8. Education of public opinion.....	69
(e) Evidence of prices .....	39	VI. Necessity of Federal Control .....	70
(f) Cooperation with state agencies .....	39	VII. Benefits of Prohibition to be Conserved.....	71
III. The Bad Features of the Present Situation and		1. Economic benefits.....	71
Difficulties in the Way of Enforcement.....	44	2. Social benefits.....	72
1. Corruption .....	44	VIII. Summary of Foreign Systems .....	74
2. The bad start and its results .....	44	1. License and regulation .....	74
3. State of public opinion .....	48	2. Government agencies .....	74
4. Economic difficulties .....	51	3. Government control of manufacturing .....	75
5. Geographical difficulties.....	52	4. Prohibition .....	75
6. Political difficulties.....	52	IX. Proposed Alternatives to the Present System .....	76
7. Psychological difficulties.....	54	1. Repeal of the Eighteenth Amendment.....	76
8. Strain on courts, prosecuting machinery, and penal		2. Repeal or modification of the National Prohibition Act .....	76
institutions .....	55	3. Development and improvement of organization and	
9. Invitation to hypocrisy and evasion involved in the		personnel.....	78
provision as to fruit juices.....	58	4. Revision of the Eighteenth Amendment .....	80
10. Nullification .....	59	X. Conclusions and Recommendations.....	83
11. How far are these bad features necessarily involved in		Separate Statements of the Commissioners.....	85
National Prohibition?.....	59	㊦ Sinclair, <i>Era of Excess</i> , pp. 365-66. Cf. Mark Edward Lender &	
IV. The Degree of Enforcement Demanded.....	61	James Kirby Martin, <i>Drinking in America: A History</i> (New York:	
V. Plans Which Have Been Proposed Toward More		The Free Press, 1982), p. 163; Larry Engelmann, <i>Intemperance: The</i>	
Effective Enforcement .....	62	<i>Lost War against Liquor</i> (New York: The Free Press, 1979), p. 203.	
1. Partition of the field of enforcement between nation and		㊧ 禁酒法の違反状況については、以下にも詳しく。Merz, <i>Dry Decade</i> ,	
state .....	62	pp. 65-73, 111-21, 259-62; Sinclair, <i>Era of Excess</i> , pp. 197-209.	
2. Better organization of enforcing agencies.....	63	㊨ Sinclair, <i>Era of Excess</i> , p. 364.	
3. More adequate force and equipment .....	64	㊩ 憲法修正第一八条の条文は以下のとおりである。「第一節 本条の承認	
4. Improvements in the statutes and regulations.....	65	から一年を経たのちは、合衆国およびその管轄権に服するすべての領土に	
5. Improvements in court organization and procedure .....	67	おいて、飲用の目的をもって醗酵性酒類を製造、販売または運搬し、ある	
6. Divorce of enforcement from politics.....	68	いはその輸入もしくは輸出を行行することを禁止する。第二節 連邦議会と各	
7. More civic activity: Cooperation with non-legal and civic		州は、適当な法律によつて本条を施行する共同の権限を有する。第三節	

本条は、合衆国議会からこれを各州に提議した日から七年以内に、憲法の規程によって憲法の改正に必要な諸州立政府の承認を得られなければ、その効力を生じない。なお、本文に引用した「酩酊性でないアルコール性酒類」というワイカシヤム報告書の表現からも、intoxicating liquors をアルコール性飲料とか単純に酒類と訳すのが誤りであることは、明白である。

- ① 全国禁酒法は、第一部「戦時禁酒法の施行に関する規程」、第二部「酩酊性酒類の禁止」、第三部「工業用アルコール」からなるが、報告書では第二部のみが検討されている。全国禁酒法の条文は以下に収録されているし、本稿での引用はそれによっている。Merz, *Dry Decade*, pp. 317-28, Appendix E “The National Prohibition Act”.
- ② Kyvig, *Repealing*, p. 23; Sinclair, *Era of Excess*, p. 176; Robert H. Ferrell, *The Presidency of Calvin Coolidge* (Lawrence, Kansas: University Press of Kansas, 1998), p. 95; Walter E. Edge, “The Non-Effectiveness of the Volstead Act”, *The Annals of the American Academy of Political and Social Science* (以下、AAPSS と省略する) 109 (September, 1923), pp. 67-84.
- ③ その条文は以下のとおりである。「一九二〇年二月一日以後は、本法によつて酒類を所有することを合法的に認められていない人による酒類の所有は、その酒類が、本法の規定に違反して売却、物物交換、交換、贈与、提供され、またはその他の方法で処分されるために貯蔵されていることの一応十分な証拠とされる。(中略)しかし、その所有者によつて住居としてのみ占有され使用されているかぎり、自宅に酒類を所有するのは違法ではないし、その酒類が、その所有者とその住居に暮らす自分の家族、および、その住居で主人によつてもてなされる真正の招待客の当人による消費にのみ供されるという条件のもとで、その酒類は報告される必要はない。(後略)」
- ④ Kyvig, *Repealing*, p. 23; Timberlake, *Prohibition*, p. 183.
- ⑤ この条文がどのような理由で挿入されたのかについて、報告書は論じていない。シンクレアは、自らの酒類はそのままに、都市住民だけを禁酒させることに農民が「腹黒い楽しみ」を感じていたと述べており、それに同

- 意する研究者もいる。Sinclair, *Era of Excess*, p. 169; Humbert S. Nelli, *The Business of Crime: Italians and Syndicate Crime in the United States* (New York: Oxford University Press, 1976), p. 145.
- ⑥ Merz, *Dry Decade*, pp. 17-20, 42-46; Timberlake, *Prohibition*, pp. 178-81; Sinclair, *Era of Excess*, pp. 269-70; Peter H. Odegard, *Pressure Politics: The Story of the Anti-Saloon League* (New York: Columbia University Press, 1928), p. 163.
- ⑦ Merz, *Dry Decade*, pp. 193-96.
- ⑧ *Ibid.*, p. 107.
- ⑨ *Ibid.*, pp. 94-95; Sinclair, *Era of Excess*, p. 183.
- ⑩ Merz, *Dry Decade*, pp. 159-66; Sinclair, *Era of Excess*, p. 184.
- ⑪ Merz, *Dry Decade*, p. 163; Sinclair, *Era of Excess*, p. 104.
- ⑫ Wickersham Commission Reports No.1: *Preliminary Report on Prohibition*, p. 13; Merz, *Dry Decade*, pp. 78-99, 107, 251; Sinclair, *Era of Excess*, pp. 183, 191, 273-75; Imogen B. Oakley, “The Prohibition Law and the Political Machine”, AAPSS 109, pp. 172-73.
- ⑬ Kyvig, *Repealing*, p. 20.
- ⑭ K. Austin Kerr, *Organized for Prohibition: A New History of the Anti-Saloon League* (New Haven and London: Yale University Press, 1985), p. 10.
- ⑮ Merz, *Dry Decade*, p. 82.
- ⑯ Joseph R. Gusfield, *Symbolic Crusade: Status Politics and the American Temperance Movement* (Urbana: University of Illinois Press, 1963).
- ⑰ John C. Burnham, “New Perspectives on the Prohibition ‘Experiment’ of the 1920’s”, *Journal of Social History* 2 (1968), pp. 51-68.
- ⑱ Wickersham Commission Reports No. 1, p. 18; Merz, *Dry Decade*, pp. 146-48, 154-56, 252, 332-33; Sinclair, *Era of Excess*, pp. 211-12; Kyvig, *Repealing*, pp. 29-30.
- ⑲ Merz, *Dry Decade*, p. 276.
- ⑳ *Ibid.*, pp. 205-06; Lender & Martin, *Drinking*, p. 154.

- ④ 一九一七年には、人口十万人について一・八件だった禁酒法の重大な違反は、一九二八年には六三・九件と三五・五倍になっていた。Friedman, *Crime and Punishment*, p. 340.
- ⑤ Sinclair, *Era of Excess*, p. 197. これは逆の評価もある。Alfred G. Hill, "Kansas and Its Prohibition Enforcement", *AAAPSS* 109, pp. 133-36.
- ⑥ Merz, *Dry Decade*, pp. 28, 32-33.
- ⑦ Sinclair, *Era of Excess*, p. 161; Merz, *Dry Decade*, pp. 33-36; Henry W. Jessup, "State Rights and Prohibition", *AAAPSS* 109, pp. 62-66.
- ⑧ Merz, *Dry Decade*, pp. 267-75.
- ⑨ Kerr, *Organized*, pp. 130-38; Hamm, *Shaping*, pp. 12, 48-91, 175-88; Timberlake, *Prohibition*, pp. 158-73; Merz, *Dry Decade*, pp. 13-15; Ernest A. Green, "The Liquor Traffic before the 18th Amendment", *AAAPSS* 163 (September, 1932), p. 6.
- ⑩ Merz, *Dry Decade*, pp. 190-92, 201, 207.
- ⑪ *Ibid.*, pp. 75-76.
- ⑫ Cf. Kyvig, *Repealing*, pp. 199-200.
- ⑬ Merz, *Dry Decade*, pp. 80-81, 91-94.
- ⑭ *Ibid.*, p. 83.
- ⑮ Cf. Kerr, *Organized*, p. 10; Lender & Martin, *Drinking*, p. 161.
- ⑯ Hornell Hart, "Changing Social Attitudes and Interests", President's Research Committee on Social Trends, *Recent Social Trends in the United States* (New York and London: McGraw-Hill Book Company, 1933), pp. 382-442.
- ⑰ Hamm, *Shaping*, p. 135; Sinclair, *Era of Excess*, pp. 279-84.
- ⑱ Merz, *Dry Decade*, pp. 212-214; Lender & Martin, *Drinking*, pp. 155-56, 165-66; Kyvig, *Repealing*, pp. 91-97, 116-30; Sinclair, *Era of Excess*, pp. 336-42; Kenneth D. Rose, *American Women and the Repeal of Prohibition* (New York and London: New York University Press, 1996). 寺田由美「全国禁酒禁煙運動専使と女性」『北九州市立大学

外国語学部紀要』第一〇二号(二〇〇二年九月)、八七―一四一頁。

- ⑲ Hart, "Changing Social Attitudes", p. 425.
- ⑳ Rose, *American Women*, p. 196, n. 5.
- ㉑ 禁酒法の「成果」を手放して評価する同時代の文献も、当然ながら存在する。たとえば以下を参照のこと。Eugene J. Benge, "The Effect of Prohibition on Industry from the Viewpoint of an Employment Manager", *AAAPSS* 109, pp. 110-20.
- ㉒ Merz, *Dry Decade*, pp. 175-80.
- ㉓ 経済的悪影響を取るに足りなれものとしていた研究、逆に高く評価していった研究としてそれそれ以下のものをあげてみる。Clark Warburton, "Prohibition and Economic Welfare", *AAAPSS* 163, pp. 89-97; Deets Pickett, "Prohibition and Economic Change", *ibid.*, pp. 98-104.
- ㉔ Merz, *Dry Decade*, pp. 172-75; Haven Emerson, "Prohibition and Mortality and Morbidity", *AAAPSS* 163, pp. 53-60; Frederick W. Brown, "Prohibition and Mental Hygiene: Effects on Mental Health—Specific Disorders", *ibid.*, pp. 61-80.
- ㉕ Allen F. Davis, *Spearheads for Reform: The Social Settlements and the Progressive Movement 1890-1914* (1967; New York: Oxford University Press, 1970), pp. 82-83, 237.
- ㉖ Merz, *Dry Decade*, pp. 158, 175-80; Lender & Martin, *Drinking*, pp. 167-68; Ferrell, *Coolidge*, p. 107; Kyvig, *Repealing*, p. 130.
- ㉗ Kyvig, *Repealing*, pp. 188-89.
- ㉘ Lender & Martin, *Drinking*, p. 135.
- ㉙ W. H. Stayton, "Our Experiment in National Experiment", *AAA PSS* 109, p. 29; Edge, "The Non-Effectiveness", *ibid.*, p. 78; George S. Hobbart, "The Volstead Act", *ibid.*, pp. 98-99; Robert A. Woods, "Notes about Prohibition from Backgrounds", *ibid.*, p. 126.
- ㉚ John Marshall Barker, *The Saloon Problem and Social Reform* (1905; New York: Arno Press, 1970), pp. 1-70; Engelmann, *Intemperance*, pp. 8-11; Rose, *American Women*, pp. 18-19; Perry R. Duis, *The Saloon: Public Drinking in Chicago and Boston 1880-1920*

- (Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 1983), chap. 3.
- ⑤ Cf. Hamm, *Shaping*, pp. 19-43; Odegard, *Pressure Politics*, chap. 2.
  - ⑥ Merz, *Dry Decade*, pp. 264-280.
  - ⑦ Cf. Lender & Martin, *Drinking*, p. 177; Kyvig, *Repealing*, p. 58.
  - ⑧ Duis, *The Saloon*, chap. 9; Madelon Powers, "Decay from Within: The Inevitable Doom of the American Saloon", Susanna Barrows and Robin Room, eds., *Drinking: Behavior and Belief in Modern History* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1991), pp. 112-25.
  - ⑨ Sinclair, *Era of Excess*, p. 156.
  - ⑩ *Ibid.*, pp. 230-35.
  - ⑪ John Landesco, "Prohibition and Crime", *AAAPSS* 163, p. 125.
  - ⑫ Sinclair, *Era of Excess*, p. 221; Nelli, *Business of Crime*, p. 149.
  - ⑬ Burnham, "New Perspectives", pp. 62-63.
  - ⑭ Merz, *Dry Decade*, pp. 290-93; Sinclair, *Era of Excess*, p. 370.
  - ⑮ Sinclair, *Era of Excess*, p. 190.
  - ⑯ Burnham, "New Perspectives", pp. 67-68.